

滋賀県身体障害者補助犬健康管理費等助成事業の対象になる措置

対象

厚生労働省が策定した「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」に定められているもののうち、獣医師による健康診断

ア 一次検査

- ・ 問診、視診、触診、打診、聴診及び体温・脈拍数・呼吸数の計測
- ・ 血液学的検査
- ・ 糞便検査

イ 二次検査（一次検査で異常が疑われた場合に実施するもの。）

- ・ 血液生化学的検査
- ・ 尿検査
- ・ 糞便検査

ウ 精密検査（一次検査及び二次検査で異常が疑われた場合に実施するもの。）

そのほか、補助犬の疾病または怪我等の治療のために獣医師が行う診察、検査、処置、投薬、手術等

対象外

補助犬の予防医療に係る次の項目

- ・ 狂犬病予防ワクチンの接種
- ・ 混合ワクチンの接種
- ・ 犬フィラリア予防のための検査および投薬
- ・ ダニ・ノミの駆除

上記予防医療は県獣医師会が実施する「身体障害者補助犬助成事業」の対象とされており、県が実施する本事業では対象外になりますので、ご注意ください。